

裁 決 書

[Redacted]

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

福島県福島市五老内町3-1  
処 分 庁 福島市福祉事務所長

上記審査請求人から、平成22年4月21日付けで提起のあった上記処分庁の保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を認容する。  
本件保護変更決定処分を取消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成22年2月24日付けで処分庁が請求人に対して行った保護変更決定処分（以下、「本件処分」という。）の取消しと、一時扶助費（移送費）の全額を支払うよう求めているが、その理由とするところは次のとおりである。

[Redacted]

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件請求の棄却を求め、その理由とするところは次のとおりである。

- 1 請求人に対しては、保護申請時には冊子「生活保護のあらまし」に基づき、保護決定時の訪問の際には、生活保護を受ける上での権利・義務についての冊子「生活保護を受けている皆さんへ」を手渡した上で、届出の義務についても説明している。
- 2 今回の医療移送費の申請に関しては、請求人が申請を怠ったものであり、最低生活費の遡及変更は、生活保護手帳別冊問答集問447、福島県保健福祉部生活福祉領域生活保護問答集問7-25においても、2ヵ月程度とされている。
- 3 今回の医療移送費の支給は、それらに基づき、申請があった時点で遡及可能な12月分まで遡及し、支給したものである。

第3 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類から、次の事実が認められる。

なお、処分庁から提出された弁明書に対し、請求人から反論書は提出されなかった。

(1) 請求人は、[redacted]付けで処分庁に保護申請のうえ、保護が開始となった。処分庁は、保護申請時及び保護開始時に、冊子を用い、生活保護制度における権利・義務について請求人に対し説明を行った。

(2) 請求人は、[redacted]病院(以下、「[redacted]病院」という。)に入院し、以降、入退院を繰り返していた。なお、これ以前にも[redacted]病院に入退院している。また、請求人は、[redacted]病院とは別に[redacted] (以下、「[redacted]皮膚科」という。)にも通院しており、これら2医療機関への通院時に、請求人は一部又は全部の行程においてタクシーを利用していた。請求人から処分庁へ提出された移送費申請書によると、各月のタクシー利用による運賃の合計額は以下のとおりであった。

- [redacted]月分 (10, 730円)
- [redacted]月分 (18, 610円)
- [redacted]月分 ( 8, 160円)
- [redacted]月分 (20, 010円)
- [redacted]月分 (17, 080円)

(3) 処分庁は、[redacted]病院に対し、[redacted]付けで、[redacted]以降の移送に係る給付可否意見書(所要経費概算見積書)を送付した。

(4) [redacted]、処分庁は、[redacted]病院からタクシーによる移送の給付が必要である旨の意見書が返送されたため、これを受領した。

(5) [redacted]日に、処分庁は、移送の給付の適否について、処分庁嘱託医に意見を求め、嘱託医はこれを承認すべきである判断を行った。

(6) [redacted]に、処分庁は、(2)の移送費申請書のうち[redacted]月分から[redacted]月分の移送費申請書が郵送にて届いたためこれを受領したが、同日、請求人に対し電話にて[redacted]月分から[redacted]月分については、遡及して支給することはできない旨説明した。

(7) [redacted]に、処分庁は、(2)の移送費申請書のうち[redacted]月分の移送費申請書を受領した(請求人が持参したものであるか郵送したものであるかは不明である)。

(8) 同年同月24日付けで、処分庁は、(2)の移送費申請書に基づき、[redacted]月分及び[redacted]月分の通院移送費合計37,090円を支給する旨の本件処分を決定し、請求人に通知した。

2 判断

(1) まず、通院に係る移送費(以下、「移送費」という。)の生活保護制度における位置付けであるが、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知)によると、第3-9-(1)にお

いて、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、(中略)給付を行うものとする」とされ、その手続きについては、同(3)アにおいて、福祉事務所は、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること」が必要であるとされている。

さらに、同(3)イにおいて、福祉事務所は、「被保護者から申請があった場合、給付可否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること」とされており、原則として、これらの手続きを経た上で移送の給付が行われている。

(2) これを本件においてみると、

ア 請求人は、審査請求書において、[REDACTED]主張している。これに対し処分庁は、弁明書において、移送費の申請方法の説明時に、当該月の終了後、速やかに申請書を提出するよう説明している旨主張しており、双方の主張には争いがある。

この点について検討するため、処分庁から提出のあったケース記録を確認したところ、移送費の申請方法について説明を行った旨の記載は全く見当たらなかった。

また、上記認定事実(3)において、[REDACTED]病院に対し、タクシーによる移送に係る給付可否意見書を送付し、主治医の意見を求めていることから、給付手続きが周知されたことにより、請求人から移送に係る保護変更申請があったことは推定できるが、処分庁が、請求人に対し、領収書を添付した移送費申請書を速やかに提出するよう周知したと認めるに足る記録はなく、当庁は、処分庁の主張を採用することはできない。

イ ここで、移送費について、2ヵ月以内に領収書を添付した移送費申請書の提出がなければ、請求人が申請を怠ったとして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、問答集という。)問13-2(処分庁が弁明書において示した番号は以前のものである。)に基づき支給ができない旨、処分庁が主張していることについて判断する。

問答集問13-2は、生活保護費の遡及支給の限度について述べているものであるが、これによると、「最低生活費の遡及変更は2ヵ月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべき」とされている。その理由は、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではない」ため及び「行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされている」ためであるとされている。

しかし、当該問答は、福祉事務所が、被保護者の保護変更申請に基づき、既に支給が必要であると明らかに把握しているものについてまで、2ヵ月程度を限度として最低生活費を支給しなくてもよいものであるとは解釈できない。なぜなら、このような解釈を認めれば、例えば、福祉事務所が被保護者に対し生活保護制度における各種扶助の内容について説明を行わず、いたずらに2か月経過するのを

待つ、といった対応を容認することにほかならず、漏給防止の観点から容認できないためである。

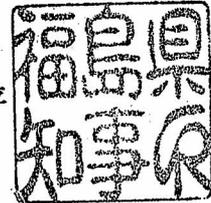
ウ 処分庁は、請求人に対する移送の給付が妥当であるとの主治医及び処分庁嘱託医からの意見を得ていることから、請求人に対しタクシー移送を給付すべきであることを把握していた。さらに、ケース記録によれば、■■■■病院から請求人の入退院日の情報を聴取していたにもかかわらず、領収書を添付した移送費申請書の提出を促した事実もなく、これらのことから、処分庁の主張は採用できない。

エ 上記のとおり判断すれば、請求人の移送費の請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条に基づき、金銭債権の消滅時効である5年を経過していないことから、当該移送費の請求は認められるべきである。

以上より、本件処分に係る請求人の主張には理由があると認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項により主文のとおり裁決する。

平成23年6月1日

福島県知事 佐藤 雄平



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

